

令和3年度 10月定例農業委員会総会議事録

日時 令和3年 10月 5日(火) 午前9時  
 場所 みやき町 三根庁舎 2階大会議室

出席状況 出席者 21人 欠席者 3人

議席番号	委員氏名	出欠	議席番号	委員氏名	出欠
1番	古賀 和則	欠席	13番	綾部 勝年	出席
2番	日高 幸子	出席	14番	本田 浩二	出席
3番	松下 茂	出席	15番	橋本 達男	出席
4番	田中 雄三	出席	16番	寺田 一義	出席
5番	橋本 昭憲	欠席	17番	寺田 宏澄	出席
6番	大川 定道	出席	18番	森園 文男	出席
7番	江頭 政寛	出席	19番	松永 淳	出席
8番	鷺崎 和志	出席	20番	本村 一	欠席
9番	尊田 信明	出席	21番	副島 幸満	出席
10番	馬郡 文男	出席	22番	牛島 和昭	出席
11番	山内 しげ子	出席	23番	田中 節士	出席
12番	濱尾 種光	出席	24番	島田 忠誠	出席

報告第1号 農地法第18条第6項による通知書について (4件)

報告第2号 農地等形状変更届について (2件)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 委員会許可分 (4件)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 町許可分 (7件)

議案第3号 農用地利用集積計画(経営基盤強化促進法分)について  
 委員会決定分(39件)

議案第4号 農用地利用集積計画(中間管理権分)について  
 委員会決定分(1件)

その他

事務局 田中 嘉樹 弓 洋平

## 事務局

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、只今より令和3年10月の農業委員会総会を開催します。現在の出席委員は18名、欠席委員は連絡があっている委員さんが3名で、あとの3名の委員さんに対しては今連絡を取っています。「みやき町農業委員会会議規則」第7条により在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。欠席者は〇〇番の〇〇委員さん、〇〇番〇〇委員さん、〇〇番〇〇委員さんより欠席の連絡がっております。

会長よりお願いします。

## 会 長

皆さん、おはようございます。

いよいよ稲の収穫作業が始まります。農作業の際には事故の無いよう十分注意して頂きますようお願いいたします。また、農地利用状況調査につきましては8月下旬から9月中旬まで掛かってみやき町内全ての地区を現地調査いたしました。その中で中原校区、北茂安校区は山間地域、丘陵地帯が多いということでかなりの遊休農地が発生しています。その原因として有害鳥獣の被害があり、作付しても収穫できないことで放置、放置することで有害鳥獣の住み家となり被害が拡大している状況です。対策としては防護柵や電柵の設置が必要かと思われませんが、私達個人の力だけでは無理があり行政の力を借りる必要があると思いますのでよろしく願いしておきます。また、三根校区については園芸施設、畜舎の跡地が、働き手の高齢化や後継者不足のため、放置状態でその周辺も遊休農地化している状態です。今後は折角の施設を利用した農業の取り組みが必要だと思いますし、取り組みを進めていかねばならないと思います。今後は遊休農地をこれ以上増加させないように努めていきたいと思っておりますので、皆様のご協力よろしく願いします。

本日の議案・報告等につきましては

- |       |                           |
|-------|---------------------------|
| 報告第1号 | 農地法第18条第6項による通知書について      |
| 報告第2号 | 農地等形状変更届について              |
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について      |
| 議案第2号 | 農地法第5条の規定による許可申請について      |
| 議案第3号 | 農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）について |
| 議案第4号 | 農用地利用集積計画（中間管理権分）について     |

## その他

となっております。

審議の発言にあたっては、必ず挙手をして、議長の指名があってから意見を申し上げます。また、議事に関する以外についての発言は控えてください。

議 長

議事録署名人については、「みやき町農業委員会会議規則」第12条第2項の規定に基づき、〇〇番〇〇委員さんと〇〇番〇〇委員さんを指名します。

議 長

議事に入りたいと思います。

報告第1号農地法第18条第6項による通知書について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号（農地法第18条第6項による通知書の1件について）貸渡人、借受人の住所、氏名、解約理由、解約成立日、引渡日を説明する。

報告件数 4 件 面積 24,442 m<sup>2</sup>

議 長

事務局より説明がありました、報告第1号で質疑のある方は挙手をお願いします。

〇〇委員

申請番号1、2番についてお尋ねします。借人の要望で合意解約となっていますが、次の借人は決まっているのでしょうか。事務局には報告があっているのでしょうか。

事務局)

申請番号1番については、貸人、借人の住所を見て頂ければ分かるかと思いますが、耕作農地が離れているため借人による継続しての耕作が無理ということで合意解約に至っています。この分に関しては集落のなかで調整することになっております。申請番号2番については、借人より貸人に対して話はされており、貸人も了承されてあるらしく、今後新しい利用権申込書が出されると思います

議 長

他に質疑がないようですので、報告とさせていただきます。続きまして、報告第2号1農地等形状変更届について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第2号1農地等形状変更届について、届出人の住所、氏名、土地の所在地、地目、面積、形状変更理由、周囲の状況が判る付近見取り図、字図、形状変更届出の内容等を届出書の記載事項及び添付書類により説明する。

事務局

補足説明

議 長

担当地区委員より補足意見ををお願いします。

〇〇委員

申請地はコミュニティーセンターの北側になり、農地に水が来ないため田としての活用は無理、畑として使用したいと言うことであり、やむを得ないと判断しました。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

搬入する盛土に対しては、4月1日より厳しくなっていますが、搬入する土砂は発生場所が河川改修土とありますが、どこの川とか、どの辺とか分かりますか。

事務局

事務局で確認しているのは公衆道路での河川改修土ということで盛土用に使用すると聞いております。

〇〇委員

河川の泥だといろんな石とかが結構混じっていると思いますので、チェックをよろしくをお願いします

事務局

今回、表土としては現在の田の土を確保して30cm上に乗せるとしており、耕作については畑として利用出来ますし、当然改修土ということで一定の基準は設けられており、むやみやたらな残土ではないと思われます。

議 長

他に質疑がないようですので、報告議案ではありますが、令和3年4月1日付けで施行しました「みやき町農地形状変更取扱要綱」第6条第1項において、総会において農地形状変更届出書の受理又は不受理を決定するとされていますので、採決を行います。

本案件について受理することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、報告第2号1の農地形状変更届については、受理することに決定し、届出者に対し、「農地形状変更届出受理通知書」及び「農地形状変更届出済標識」の交付を行います。

また、同要綱第9条第1項において「会長は、工事の円滑かつ適正な執行を図るため、農業委員会委員のうちから2人を指名し、工事着工から工事完了に至る期間、工事の確認をさせるものとする。」と規定されていますので、本案件の確認委員として、〇〇番の〇〇委員と〇〇番の〇〇委員を指名しますので、工事着工から完了まで事業が適正に行われるよう確認を行っていただき、届出内容と異なった施工を確認した場合やその可能性があるかと判断した場合には、届出書どおりの施工が行われるよう是正指導を行ってください。続きまして、報告第2号2農地等形状変更届について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第2号2農地等形状変更届について、届出人の住所、氏名、土地の所在地、地目、面積、形状変更理由、周囲の状況が判る付近見取り図、字図、形状変更届出の内容等を届出書の記載事項及び添付書類により説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

事務局と地区担当委員2名で現地確認を行いました。

ここ申請地は圃場整備もされておらず、パイプラインも通っていませんでした。事務局の説明どおり15ページに記載の1327-17番地の畑の土を1327-4番地の盛土として使用するもので、畑としてすぐ耕作が出来ます。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

盛土に係る費用ですが、先ほどの案件に比べますと、先ほどの案件は1反程で170万円、今回はせまい土地で270万円と高いように見受けられますが。

事務局

費用については、隣接する住宅建設と合わせての見積もりとなっていると思われます。後ほど確認を致しておきます。

議 長

他に質疑がないようですので、報告議案ではありますが、令和3年4月1日付けで施行しました「みやき町農地形状変更取扱要綱」第6条第1項において、総会において農地形状変更届出書の受理又は不受理を決定するとされていますので、採決を行います。

本案件について受理することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、報告第2号2の農地形状変更届については、受理することに決定し、届出者に対し、「農地形状変更届出受理通知書」及び「農地形状変更届出済標識」の交付を行います。

また、同要綱第9条第1項において「会長は、工事の円滑かつ適正な執行を図るため、農業委員会委員のうちから2人を指名し、工事着工から工事完了に至る期間、工事の確認をさせるものとする。」と規定されていますので、本案件の確認委員として、〇〇番の〇〇委員と〇〇番の〇〇委員を指名しますので、工事着工から完了まで事業が適正に行われるよう確認を行っていただき、届出内容と異なった施工を確認した場合やその可能性があるかと判断した場合には、届出書どおりの施工が行われるよう是正指導を行ってください。

事務局

総会決定後の流れについて説明。

議 長

続きまして、議案第1号1農地法第3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号1農地法第3条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号の判断のため、現在の状況を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見ををお願いします。

〇〇委員

申請地は、譲受人がアスパラハウスをされておられます。譲渡人は譲受人のお兄さんであり、譲受人は今まできちんとハウスをされてきており、問題はないと思われま

畑に関しましては、みやき町の上水道の北脇に位置しており、圃場整備前の少量の畑が点在してあったのを、一か所に集め何軒分かあった一部です。これもまたきちんと耕作されており問題はないと思われます。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第1号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号1については、申請どおり許可しました。続きまして、議案第1号2農地法第3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号2農地法第3条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号の判断のため、現在の状況を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見ををお願いします。

〇〇委員

9月24日に事務局と担当委員で現地確認を行いました。

申請地は祭田で、20数名の氏子で維持されておりました。所有者の名義は氏子である〇〇さんです。現在、氏子も少なくなって維持管理が難しくなってきたため、氏子の1人であり、今まで耕作してきた〇〇さんに、これからも耕作管理してもらおう事として譲渡することになったものです。特段問題はないかと思われます。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。  
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〇〇委員

祭田の譲渡とは、そんなに簡単に出来るものなのですか。

〇〇委員

氏子さん達の合意は得てあります。

事務局

集落内の7～8件の氏子さん達であるため同意は皆さんより得られてあります

議 長

他に質疑が無いようですので採決に移ります。議案第1号2について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号2については、申請どおり許可しました。続きまして、議案第1号3農地法第3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号3農地法第3条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号の判断のため、現在の状況を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見ををお願いします。

〇〇委員

9月24日事務局と〇〇委員、私で現地確認を行いました。  
この申請地は譲受人が以前より耕作されていた農地で、今回売買となったものです。現在もきちんと耕作されてあります。  
よろしくご審議をお願いします。



議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。  
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第1号3について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号3については、申請どおり許可しました。続きまして、議案第1号4農地法第3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号4農地法第3条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号の判断のため、現在の状況を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

9月24日現地確認を行いました。

この案件も申請番号2番と同じで、向島でないもう一つの地区の祭田です。譲受人の〇〇さんが加入していない、もう一つの祭田で解散するということになり、隣で耕作してある〇〇さんに、氏子でないため贈与は出来ないが、安い金額でも譲りたいということです。似たような案件であります。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。  
質疑のある方は挙手をお願いいたします

〇〇委員

申請地は細長いみたいですが耕作するのに不便ではないのですか。

〇〇委員

申請地の両脇共に、〇〇さん所有の農地で現状畦畔は取り除かれてあります。

議 長

他に質疑が無いようですので採決に移ります。議案第1号4について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号4については、申請どおり許可しました。続きまして、議案第2号1農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号に行く前に形状変更届で〇〇委員よりご質問があっておりました盛土の見積額を再度確認致しましたところ、用土の剥ぎ取りに2.6万円、隣に運ぶだけの運搬費に2.2万円と、合計5万円ほどの金額になっておりました。住宅の建築費と合わせての借入れをされていて、造成費総額の見積書ということでした。

事務局

議案第2号1農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

申請地は以前、江口で酒屋をされていた〇〇さんがここに店を開業するということで求めてこられ、宅地申請を出されたと思いますが、結局そのまま流れ、今回は〇〇土木が、資材置場にしたいと申請が上がってきています。隣接する農地の所有者は3名おられ2名さんには承諾書をもらってあります。ここは上水道の取り付けまではきており、いろいろ支障はないと思われませんが、以前は町道の方から車両の出入りはする事になっておりましたが、今回北側の方へ変更になりました。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。  
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。  
議案第2号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号1については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第2号2農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号2農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

9月24日に事務局と〇〇委員と私の4名で現地確認を行いました。  
この申請地は、当初は西と東から車を出入りさせる契約になっていましたが、あまりにも農地と接近しすぎて、農作業のおり支障があるといけないので東からの出入りは断って設計変更をしていただいております。地形的には何ら問題はないと思われまますのでよろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。  
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第2号2について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号2については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第2号3農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号3農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

9月24日10時半より担当委員2名、事務局2名、計4名で現地確認を行いました。申請地の北側、東側ともに住宅地となっています。西側は1か所水路がありその西側は現在申請中かと思いますが、約2町近くの住宅の開発計画があります。南側につきましてはため池があり20%位、埋め立てる計画ですが地権者との話し合いで5～6年ストップしたままです。この住宅申請にかんしましては、特段問題はないかと思われまます。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第2号3について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号3については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第2号4農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号4農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

9月24日現地確認を行いました。

この申請は西側の開発により、道路がぜひ必要ということですのでよろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第2号4について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号4については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第2号5農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号5農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人

の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

9月24日に事務局、〇委員、私で現地確認を行いました。

この申請地は、以前地目は畑のまま牛舎が建ててありました。牛舎だったため下はコンクリートでしたが、現在は撤去されています。隣に実家の住宅があり、隣である申請地に住宅を建てるものです。雨水、生活排水にかんして、近隣への問題はないかと思われ  
ます。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第2号5について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号5については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第2号6農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号6農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

9月24日に事務局2名、担当委員2名で現地確認を行いました。

ここは農地形状変更届2の〇〇さんの土地でありまして、息子さんが住宅を建てられるものです。排水は57ページをご覧ください。1327-1番地〇〇さんの北側の土地を借りまして西側の水路に流します。北側、東側と同意も得てあり問題はないかと思われれます。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第2号6について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号6については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第2号7農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号7農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、貸付人、借受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容及び一時転用案件につき農地復元確約書の添付内容の説明をする。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

9月24日に事務局2名、〇〇委員、私の4名で現地確認を行いました。

ここは一時転用という事で令和6年までになっています。生産組合長、区長の同意もあり特段問題はないかと思われませんが、一つ北側に所有者不明の土地があります。しかし3年後の復元予定表までありますので問題はないと思います。  
よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。  
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。  
議案第2号7について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号7については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号農業経営基盤強化促進法第19条の農用地利用集積計画の公告を行うにあたり、町が定める同法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(経営基盤強化促進法分)案について、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する土地、設定する利用権、権利の種類について説明をする。

審議件数	貸借権	37件	所有権移転	2件
------	-----	-----	-------	----

議 長

事務局より説明がありました。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〇〇委員

83ページの申請番号26番は、10aあたり賃料が1500円と安いのですが、何か理由があるのでしょうか。

事務局

地目は畑でどうしても耕作が出来ない条件が悪い農地ということと、地権者が耕作、維持管理できない状態で借受人が安い賃料でなら引き受けるということでの契約になっ



たということです。

議 長

質疑が無いようですので、採決に移ります。

議案第3号について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手を求めます。

続きまして、議案第4号農業経営基盤強化促進法第19条の農用地利用集積計画の公告を行うにあたり、町が定める同法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(中間管理権分)(案)について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(中間管理権分)案について、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する土地、設定する利用権、権利の種類、期間等について説明をする。

審議件数      貸借権              1件

議 長

事務局より説明がありました。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、採決に移ります。

議案第4号について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので議案第4号は、計画案どおり承認することに決定いたしました。続きまして、その他を事務局よりお願いします。

その他

- 1.赤い羽根共同募金の協力について(お願い)
- 2.「農業者等との意見交換会」実施計画(案)について

議 長

11月の総会は、11月 4日(木)午前9時でお願いしたいと思います。年間計画では11月5日としておりましたが、町議会の関係で4日に開催したいと思います。よろしいでしょうか。

「賛成」

それでは、11月 4日（木）実施するということで確認いたします。

それから、来月分の議事案件の現地調査については、10月20日以降に行いますので、該当する担当委員の方には連絡したいと思います。

他に何かございませんでしょうか。

無いようですので、これで10月の定例農業委員会を終了します。有難うございました。

みやき町農業委員長 鷲崎 和志

議事録署名人 ○○ 番

議事録署名人 ○○ 番